

## 【 参 考 资 料 】

# 1 平成18年度 障害者就労訓練設備等整備事業実施要綱（案）

## 1 目的

平成17年度末時点で設置・運営されている身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設、又は障害者通所援護事業を実施する事業所（以下、「施設等」という。）が、障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の新事業に必要な備品購入等の設備整備を行うものに対し、国庫補助することにより、新サービス体系への円滑な移行を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

市町村

## 3 事業内容

就労移行支援、就労継続支援等の生産活動を主体とする事業を平成18年度又は平成19年度に開始する施設等が、必要な備品等の購入又は設備整備をする場合に、施設等の所在地である市町村が助成を実施するもの。

（具体的な事業例）

- 既存の小規模作業所が新たに一般企業に就労しやすいよう本格的に「パン・クッキー製造」を訓練科目として、「就労移行支援事業」を実施するために必要な備品を整備する場合  
＜備品例＞ミキサー、急速冷凍庫、電熱オーブン 等
- 既存の障害者施設が、農村に立地していることを活かし、「水稲」を訓練科目として、「就労継続支援事業」及び「就労移行支援事業」を併せて実施するために必要な備品を整備する場合  
＜備品例＞田植機、コンバイン、トラクター 等

## 4 経費の負担等

- （1）市町村がこの実施要綱に基づき実施する助成等事業の経費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とし、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。
- （2）1市町村が複数の施設等に対して助成等を行って差し支えないが、1施設等に対する事業費が50万円以上のものを国庫補助の対象とし、その上限額は500万円とする。

なお、これにより難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

## 2 平成18年度 障害者就労訓練設備等整備事業費国庫補助金 交付要綱（案）

### （交付の目的）

- 1 障害者就労訓練設備等整備事業費国庫補助金は、既存の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設又は障害者の通所援護事業を実施する事業所が障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の新事業に必要な備品購入等の設備整備を行うものに対し、市町村が助成等を実施する場合にその費用に対して国庫補助を行うことにより、新サービス体系への円滑な移行を図ることを目的とする。

### （交付の対象）

- 2 この補助金の交付の対象は、「障害者就労訓練設備等整備事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき実施される次の事業とする。
  - （1）社会福祉法人等が行う就労訓練設備等整備事業に対して、指定都市、中核市が補助する事業
  - （2）社会福祉法人等が行う就労訓練設備等整備事業に対して、市町村が行う助成事業に対し、都道府県が補助する事業

### （交付額の算定方法）

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

  - （1）指定都市・中核市の場合
    - ア 施設ごとに次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、当該施設ごとの総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と指定都市又は中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
  - （2）都道府県の場合
    - ア 施設ごとに次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、当該施設ごとの総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額と市町村が助成した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

【算定基準額表】

| 1 区 分                                     | 2 基 準 額                | 3 対 象 経 費                      |
|---|------------------------|--------------------------------|
| 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設に対する助成等事業 | 500万円以内で厚生労働大臣が必要と認めた額 | 設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費又は工事請負費 |
| 障害者の通所援護事業を実施する事業所                        | 200万円以内で厚生労働大臣が必要と認めた額 | 設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費又は工事請負費 |

※ 本国庫補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、交付の目的に反して使用、譲渡等を行う場合には、財産処分の手続が必要となる。

### 3 平成18年度障害児施設措置費(平成18年4月～9月)の補助単価 (案)

#### (1) 事務費

##### ①一般事務費

(単位：円)

| 施設種別          |            | 定員 | 丙地域     |
|---------------|------------|----|---------|
| 平成18年度<br>(案) | 知的障害児施設    | 30 | 193,550 |
|               | 第二種自閉症児施設  | 40 | 192,510 |
|               | 知的障害児通園施設  | 30 | 115,450 |
|               | 盲児施設       | 30 | 177,140 |
|               | ろうあ児施設     | 30 | 176,130 |
|               | 難聴幼児通園施設   | 30 | 173,010 |
|               | 肢体不自由児療護施設 | 50 | 208,600 |
| 施設種別          |            | 定員 | 丙地域     |
| 平成17年度        | 知的障害児施設    | 30 | 194,340 |
|               | 第二種自閉症児施設  | 40 | 193,430 |
|               | 知的障害児通園施設  | 30 | 116,010 |
|               | 盲児施設       | 30 | 177,830 |
|               | ろうあ児施設     | 30 | 176,900 |
|               | 難聴幼児通園施設   | 30 | 173,600 |
|               | 肢体不自由児療護施設 | 50 | 209,000 |

(注) 平成18年度補助単価については、平成18年4月1日より適用される地域手当を反映した表を示すこととなる。

##### ②加算費等の単価

(単位：円)

| 施設種別       | 定員 | 加算費の区分  | 平成18年度(案) | 平成17年度 |
|------------|----|---------|-----------|--------|
| 第一種自閉症児施設  | 40 | 保育士等加算費 | 71,220    | 71,360 |
| 肢体不自由児施設   | 50 | 保育士等加算費 | 26,710    | 26,730 |
| 肢体不自由児通園施設 | —  | 通園指導費   | 48,350    | 48,360 |

## (2) 事業費

## ①一般生活費

(単位：円)

| 施設種別       | 平成18年度(案) | 平成17年度 |
|------------|-----------|--------|
| 知的障害児施設    | 47,340    | 47,340 |
| 第二種自閉症児施設  | 47,340    | 47,340 |
| 知的障害児通園施設  | 14,570    | 14,570 |
| 盲児施設       | 47,340    | 47,340 |
| ろうあ児施設     | 47,340    | 47,340 |
| 難聴幼児通園施設   | 14,570    | 14,570 |
| 肢体不自由児療護施設 | 47,340    | 47,340 |

## ②重度加算費

(単位：円)

| 施設種別       | 25%加算分    |        | 30%加算分    |        |
|------------|-----------|--------|-----------|--------|
|            | 平成18年度(案) | 平成17年度 | 平成18年度(案) | 平成17年度 |
| 知的障害児施設    | 46,810    | 46,690 | 56,170    | 56,050 |
| 第一種自閉症児施設  | 46,810    | 46,690 | 56,170    | 56,050 |
| 第二種自閉症児施設  | 46,810    | 46,690 | 56,170    | 56,050 |
| 盲児施設       | 44,560    | 44,470 | 53,470    | 53,350 |
| ろうあ児施設     | 40,730    | 40,640 | 48,850    | 48,760 |
| 肢体不自由児施設   | —         | —      | 56,170    | 56,050 |
| 肢体不自由児療護施設 | —         | —      | 56,170    | 56,050 |

## ③重症児指導費

(単位：円)

| 施設種別      | 平成18年度(案) | 平成17年度  |
|-----------|-----------|---------|
| 重症心身障害児施設 | 230,160   | 228,890 |

#### 4 平成18年度在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金の補助基準額（案）

| 事業              |                          | 区分            | 平成17年度     | 平成18年度（案）   |             |          |
|-----------------|--------------------------|---------------|------------|-------------|-------------|----------|
| ・重症心身障害児（者）通園事業 | 事務費<br>(月額)              | A 型           | 3,167,620円 | 3,101,180円  |             |          |
|                 |                          | B 型           | 1,372,030円 | 1,326,840円  |             |          |
|                 | 事業費<br>1人<br>当たり<br>(月額) | A 型           | 生活保護<br>世帯 | 16,200円     | 16,030円     |          |
|                 |                          | B 型           | 一般世帯       | 7,170円      | 7,130円      |          |
|                 | 1日                       | B型巡回方式加算      |            | 5,830円      | 5,830円      |          |
| ・心身障害者扶養共済制度運営費 | (年額)                     | 定額分（1県当たり）    |            | 200,000円    | 200,000円    |          |
|                 |                          | 取扱<br>件数分     | 5,000件未満   |             | 100,000円    | 100,000円 |
|                 |                          |               | 5,000件以上   |             |             |          |
|                 |                          |               | 10,000件未満  |             | 150,000円    | 150,000円 |
|                 |                          |               | 10,000件以上  |             |             |          |
|                 |                          |               | 20,000件未満  |             | 350,000円    | 350,000円 |
|                 |                          |               | 20,000件以上  |             |             |          |
|                 |                          |               | 30,000件未満  |             | 500,000円    | 500,000円 |
|                 |                          |               | 30,000件以上  |             |             |          |
|                 |                          |               | 40,000件未満  |             | 700,000円    | 700,000円 |
| 40,000件以上       |                          |               |            |             |             |          |
| 50,000件未満       |                          | 900,000円      | 900,000円   |             |             |          |
| 50,000件以上       |                          |               |            |             |             |          |
|                 |                          |               | 1,100,000円 | 1,100,000円  |             |          |
| ・発達障害者支援体制整備事業  | 1か所<br>当たり<br>(年額)       | 都道府県等支援体制整備事業 |            | 1,035,000円  | 1,034,000円  |          |
|                 | 1か所<br>当たり<br>(年額)       | 圏域支援体制整備事業    |            | 5,533,000円  | 5,521,000円  |          |
|                 | 1か所<br>当たり<br>(年額)       | 発達・相談支援等モデル事業 |            | 10,000,000円 | 10,000,000円 |          |

## 5 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成18年度）

|    | 講習会名                              | 受講対象者  | 講習期間                         | 受講費      | ご案内先                                |
|----|-----------------------------------|--|------------------------------|----------|-------------------------------------|
| 1  | (ボバースアプローチ) 脳性麻痺上級 講習会            | PT, OT, STおよび医師で、ボバース・脳性麻痺基礎コースを修了している者                    | 4月17日(月)～4月21日(金)<br>(5日間)   | 80,000円  | (ご案内中です)                            |
| 2  | 第44回 摂食指導(基礎・実習)講習会               | 各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員                                      | 4月25日(火)～4月26日(水)<br>(2日間)   | 13,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 3  | 第35回 重度・重症児(者)医療・介護 講習会           | 重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(主として療育職員)                  | 5月8日(月)～5月11日(木)<br>(4日間)    | 22,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 4  | 第28回 看護指導者 講習会                    | 肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の主任看護師、病棟長およびこれに準じる職員                 | 5月22日(月)～5月25日(木)<br>(4日間)   | 22,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設               |
| 5  | 第5回 障害児者のプール指導 講習会                | 障害児(者)のプール指導に携わっている職員                                      | 6月7日(水)～6月9日(金)<br>(3日間)     | 18,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設               |
| 6  | 第60回 重症心身障害児(者)施設看護師 講習会          | 重症心身障害児(者)施設の看護師・准看護師(経験年数3年以上)                            | 6月19日(月)～6月23日(金)<br>(5日間)   | 25,000円  | 重症心身障害児者施設                          |
| 7  | 第17回東京コース(2006年度)ボバースアプローチ8週間 講習会 | PT, OT, ST, MDで脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員(経験3年以上)       | 7月3日(月)～8月25日(金)<br>(8週間)    | 315,000円 | 肢体不自由児施設<br>(ご案内中です)                |
| 8  | 第45回 摂食指導(基礎・実習)講習会               | 各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員                                      | 9月5日(火)～9月6日(水)<br>(2日間)     | 13,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 9  | 第61回 重症心身障害児(者)施設療育職員講習会          | 重症心身障害児(者)施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等(経験年数3年以上)                | 9月11日(月)～9月15日(金)<br>(5日間)   | 25,000円  | 重症心身障害児者施設                          |
| 10 | 第36回 重度・重症児(者)医療・介護 講習会           | 重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(看護師・准看護師)                  | 9月25日(月)～9月28日(木)<br>(4日間)   | 22,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 11 | 第42回 肢体不自由児施設等療育職員 講習会            | 肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の保育士・児童指導員・心理指導員等(経験年数3年以上) | 10月23日(月)～10月27日(金)<br>(5日間) | 25,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設               |
| 12 | 第18回 重症障害児(者)医療 講習会               | 障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師                            | 11月11日(土)～11月12日(日)<br>(2日間) | 18,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>国立病院機構     |
| 13 | 第75回 肢体不自由児施設等看護師 講習会             | 肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の看護師・准看護師(経験年数3年以上)         | 11月27日(月)～11月30日(木)<br>(4日間) | 22,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設               |
| 14 | 第46回 摂食指導(基礎・実習)講習会               | 各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員                                      | 12月5日(火)～12月6日(水)<br>(2日間)   | 13,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 15 | 第19回 重症障害児(者)医療講習会                | 障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師                            | 1月13日(土)～1月14日(日)<br>(2日間)   | 18,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>国立病院機構     |
| 16 | 第39回 幼児通園療育職員 講習会                 | 幼児通園療育に携わっている職員(保育士・児童指導員等)                                | 1月22日(月)～1月26日(金)<br>(5日間)   | 25,000円  | 肢体不自由児通園施設                          |
| 17 | 第47回 摂食指導(基礎・実習)講習会               | 各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員                                      | 1月30日(火)～1月31日(水)<br>(2日間)   | 13,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 18 | 第15回 給食関係職員 講習会                   | 肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・および関連機関に勤務し給食関係業務に携わる職員              | 2月8日(木)～2月10日(土)<br>(3日間)    | 18,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設               |
| 19 | 第37回 重度・重症児(者)医療介護 講習会            | 重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(職種は問わない)                   | 2月19日(月)～2月22日(木)<br>(4日間)   | 22,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 20 | 第20回 重症障害児(者)医療 講習会               | 障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている医師                             | 3月3日(土)～3月4日(日)<br>(予定)      | 23,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>国立病院機構     |
| 21 | 第48回 摂食指導(基礎・実習)講習会               | 各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員                                      | 3月6日(火)～3月7日(水)<br>(2日間)     | 13,000円  | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |
| 22 | 1日摂食指導(診断・評価)講習会                  | 各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員で「(基礎・実習)講習会」を受講済みの者                  | 3月30日(金)                     | 7,000円   | 肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>肢体不自由児通園施設 |

\* ご案内先の対象施設以外で開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃にホームページをご覧ください。下記にご請求下さい。

\* 福祉相談関係職員講習会は平成19年度(隔年)開催予定です。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136, FAX 03-3959-7648)